

平成24年度東川町合併処理浄化槽設置整備事業費補助金

東川町補助

◆合併処理浄化槽設置に対する補助

新築及び改修に伴い新設する合併処理浄化槽の設置整備費に対して補助するものです。

補助

個人	補助金限度額（定額）	
	新築の場合	改修の場合
5人槽	375,000円	750,000円
7人槽	450,000円	900,000円
10人槽	600,000円	1,200,000円
事業者	補助金限度額	補助基準
5人槽	375,000円	補助対象経費の1/3以内の額又は 補助金限度額のいずれか低い額 ※新築、改修区分無し
7人槽	450,000円	
10人槽	600,000円	

※補助金の算出額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て

対象

○補助対象地域内において、合併処理浄化槽を設置し次の各号に該当する者

- ①個人にあっては、町内在住又は転入予定者、事業者にあつては町内で事業を営む者又は新規事業を営もうとしている者
- ②個人が所有する又は所有しようとする専用住宅及び共同住宅、店舗等併用住宅又は自業者が所有する又は所有しようとする店舗及び事務所、専用住宅、共同住宅、店舗等併用住宅、倉庫等に設置する処理対象人員が10人槽以下の合併処理浄化槽
- ③東川町合併処理浄化槽設置整備工事指定業者による施工であること
- ④合併処理浄化槽の供用期間中は、東川町浄化槽保守管理組合に入会すること

【対象外】①建築基準法第6条第1項の規定による確認の申請又は法第5条第1項の規定による設置の届出を行わない者

②専用住宅等又は建物等を借りている者で、持ち主の承諾が得られない者

③町税等の滞納、その他当該事業目的達成に関し支障があると認められる者

申請

○申請必要（東川町合併処理浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱による）

流れ

